

「第8回官製市場民間開放委員会」会議後記者会見録

日時:平成16年11月9日(火)

17:47~18:00

永田町合同庁舎第4会議室

司会 お待たせいたしました。ただいまから第8回「官製市場民間開放委員会」の記者会見を開催いたします。宮内議長、よろしくお願いいたします。

宮内議長 ただいまお聞き及びのように、第8回の「官製市場民間開放委員会」を終了いたしました。今日は、厚生労働省、特区室の両方においていただきまして、村上大臣にも御出席いただいていたということでございます。

テーマは、1つと言ってもいいわけございまして、株式会社というものについて、厚生労働省及び医療の行政の立場でどう考えているかということでございます。これを2つに分けて、医療法人への出資を通じた株式会社等の医療機関経営の参加、これは全国区のレベルでの考え方。

2つ目は、構造改革特区におきまして既に認められております、株式会社の医療期間経営への参入、これは今年認められたわけでありましてけれども、その現状及び制度設計の問題でございます。

お聞き及びのとおり、医療機関への株式会社の参入。医療の現場における株式会社というものを持ち出しますと、これは悪徳、利益追及、反社会的行為をする存在みたいな話になってしまいまして、私にとりましては、何度も同じ議論をずっと聞いている感じがいたしました。

いずれにいたしましても、法的根拠等もかなり疑問だということも、今日の議論でも再度明らかになってきているわけでございます。全体的には平成18年の医療法改正に向かって、いろいろなことを視野に入れて考えているんだというところで話が終わったように思うわけでございますけれども、果たしてその中の株式会社というものの位置づけにつきましては、十分伝わってこなかったのではないかという感じがいたします。

それから、2つ目の特区のテーマでございますけれども、これは御承知のように株式会社は認めるけれども、特区だけですと。しかも、自由診療だけです、高度な医療だけですという、ものすごい制限条項を付けて株式会社と称するものが特区で医療行為をやってもよろしいということをやっと勝ち取ったわけでありましてけれども、自由診療の範囲、高度な医療の範囲というようなことを詰めていきますと、今日お聞き及びのように、だれ一人申請しないという、やる人が一人もないという制度をつくったという、我々それを懸念していたわけでありましてけれども、そういうことが明らかになったわけでありまして、いずれにしましても、株式会社というものに特区であろうとも、あるいは医療法人への参画という形であろうとも認めない、認めたくないという思いがほとんど変わらずに出てお

られる。そしていろいろ法的根拠、あるいは株式会社性悪説の論拠というものを聞きしたわけでありませぬけれども、私の見るところ全くお答えをいただけなかったと言ってもいいくらい、また実証的なものも何もお持ちでないということもはっきりしたということです。この株式会社に対する厚生労働省の持っている性悪説、禁止説というものの本当の根は一体どこから生えて来たんだろうという、一番根っこのところに思いを致さざるを得ないと。ちょっと言い過ぎで申し訳ございませんけれども、結局医師会の圧力に負けているだけだと。そうであれば、法的根拠がなくても実証的な論拠がなくても止めていくんだということで、まさに患者の立場、患者の選択肢、競争をつくり上げることによってより良いサービスをつくるという基本的な姿勢については無理解であったと。誠に残念であり、御し難いなと、これどうなるんだろうなという重い気分が終わったところでございます。感想だけで申し訳ございませんが、私からは余りこれ以上のことを申し上げることもございません。お聞き及びのとおりでございますので、あとは御質問にお答えする形で。

八代総括主査 今の議長のお言葉をちょっと補足させていただきますと、厚生労働省も自ら認めていますように、今の医療法人というのは、必ずしも非営利ではないわけです。だから、厚生労働省も出資額限度医療法人という新しいものをつくって、より非営利性を高めたいという認識です。

今の医療法人というのは、社会福祉法人のような寄附に基づくものではなくて、国税庁が認めているように、まさに個人企業そのものであるわけですから、言わば個人企業を保護する政策というのが、今の株式会社の参入禁止ではないかというふうに我々は考えているわけです。まさにそれを打ち破って多様な経営主体がお互いに競争することで、患者にとって良い医療サービスが実現されるのではないかと。これが今日のメインテーマであろうかと思えます。

もう一つは、実はこの医療法人に対して株式会社の出資ということを出したのは、1つは農業生産法人のイメージでありまして、農業改革の方も農業生産法人に対して株式会社が出資することができるようになったこと。農業市場における競争性が高まったわけで、これと同じことが医療法人もできないだろうかということです。農業生産法人も医療法人も、基本的に個人企業の形態ですから、それは同じことが言えるのではないかと思います。しかもこの医療法人に対して株式会社の出資を禁ずる根拠というのは、極めて薄弱であるわけで、基本的に厚生労働省の解釈に全面的に依存しているわけでありませぬ。厚生労働省は、判例を持ち出しましたが、判例は基本的に厚生労働省の解釈というか、そういう行政判断をベースに判断をしているわけですから、逆に言えばそれを変えれば別に判決も変わるわけです。その意味で非常に根拠の薄弱な規制に基づく株式会社の医療法人に対する出資というものを、何とか普通の状況に持っていくというのが今日の公開討論の1つの趣旨ではないかと思っております。

司会 それでは、質疑に移りたいと思っておりますけれども、御質問のある方は挙手をお願いします。

お願いします。

記者 八代主査もおっしゃったのですが、厚生労働省は、要は株式会社を入れるのではなくて、持分のない、新しい法人をつくることも考えているのですけれども、そちらに何とか移行させて、株式会社参入論自体を絶えさせてしまうことを考えているようなのですけれども、その姿勢と言いますか、その方向性については、どのようにお考えになっていますか。

八代総括主査 それについては今でも特定医療法人とか、特別医療法人という寄付行為に基づく医療法人が現に存在していて、それが実際の医療法人のわずか1%にすぎない。個人病院を除けば10%とか言っておられましたけれども、どっちにしても少ない数である。

そっちに誘導したいという局長の気持ちはわかるのですが、それがそもそもどれだけ実効性があるか、どれだけ時間がかかるのか、今日も局長がおっしゃっていましたが、局長自身の非常に楽観的な目安でも、それがせいぜい30%にすぎないわけで、あとの70%はどうかということ。これはそういう意味では時間かせぎにすぎないわけで、そちらの真の意味の非営利法人への誘導は勿論やっていただいて結構なんですけど、同時に株式会社、あるいは医療法人が株を発行する、あるいは株式会社が医療法人に出資する、両方同時にやることによって、より多様な医療法人が生まれるということが、患者にとってプラスではないかという考え方でございます。

記者 今後、閣僚折衝のような予定というのは、今後のスケジュールを教えてください。

宮内議長 今のところ精力的にこういう形で、テーマごとに公開討論をしていくと。それと同時に、担当委員が個別具体的に精力的に折衝をやっていくということをここしばらく詰めていく。その中で、またいろんな場面が出てくるんだろうということで、また具体的にどの問題で、だれとだれというようなところまで、実は詰まっていないんです。これからです。

記者 株式会社の医療参入、特区がまだ1つも上がってきていないという状況の中で、今後特区の状況を見てから、株式会社の医療参入について考えていくというお立場なのか、それともこういう状況の中では、同時並行して株式会社のまさに医療法人を通じた株式会社の参入というだけではなくて、株式会社の医療参入ということ自体、もう一度同時並行して議論されていくのか、そのどちらなんでしょうか。

宮内議長 今日のお話をお聞きのとおり、これだけ考え方が外れてしまっているテーマになりますと、そういうときには特区で行こうというのがもともとの特区の在り方だったと思うのですけれども、逆にこれは特区で逃げられて、時間が無駄に過ぎていくだけになるかもしれない。私自身は、そういうおそれを今日感じました。

したがって、ここにおられます皆様方と相談をさせていただきまして、次にどうしようかということを考える必要があると思います。

鈴木議長代理 私は、1年前でしたか、結論を聞いたときから、特区を含め道は巧みに

ふさがれたという理解しかしていない。要するにふさぐための条件作りだったということ
をそのときから思っておりました。今日までそのとおりだと思っています。

さっきお話がありました。特定医療法人とか、持分云々法人というのは、これもまた
逃げ道ですね。特区で使ったのと同じような逃げ道であって、結局、株式会社問題を閉鎖
するための言い方であって、両方とも共通した狙いのものであって、そちらの方が進むと
いうことも、私には想定できません。そういうことですから、逃げ道ばかり上手にと言う
のか、余り上手に思いませんが、作ったのに引っかかった方が悪いのです。そういうこと
で、やっていくのが、残念ながら今の厚生労働省が取らざるを得ない道だと思えます。「取
らざるを得ない」なんてもって回った言い方をしたのは、取らせられているということ
をインプリケートしているのですが、そういう点がありますので、よくよく注意しないと
いけないと思っております。

司会 ほかに御質問はございませんか。

ないようでしたら、以上で記者会見を終了いたします。

どうもありがとうございました。